

1.がん(がん診療機能を担う医療機関(がん診療連携拠点病院等以外))

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項
治療	がん診療機能	<p>〈選定要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係する診療ガイドラインに即した診療ができること ② 血液検査、画像検査(エックス線検査、CT、MRI、核医学検査、超音波検査、内視鏡)及び病理検査等の、診断・治療に必要な検査が実施可能であること(他の医療機関と協力して確実に実施できる場合を含む) ③ 画像診断や病理診断等が実施可能であること(他の医療機関と協力して確実に実施できる場合を含む) ④ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び薬物療法又はこれらを組み合わせた集学的治療等が実施可能であること(他の医療機関と協力して確実に実施できる場合を含む) ⑤ がんと診断された時から患者とその家族等に対して全人的な緩和ケアを実施できること